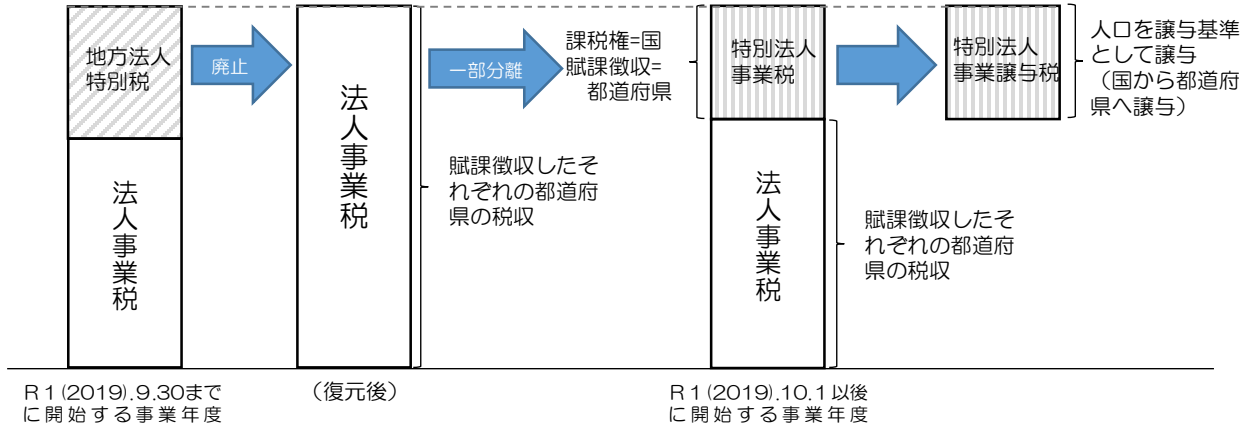


令和元年(2019年)10月1日に開始する事業年度から、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設されます。

1 創設の理由

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、消費税率10%の段階において地方法人特別税が廃止されたことにより復元された法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離し、特別法人事業税(国税)及び特別法人事業譲与税が創設されます。



※ 都道府県が賦課徴収した特別法人事業税の税収の全額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されます。

2 法人事業税の税率改正

特別法人事業税の創設に伴う法人事業税の税率は次のとおりです。

法人の種類	所得区分等	平成28年(2016年)4月1日から令和元年(2019年)9月30日までに開始する事業年度		令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度	
		税率		税率	
			外形対象法人※		外形対象法人※
普通法人 一般の法人、法人でない社団又は財団	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	0.3%	3.5%	0.4%
	所得のうち400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	0.5%	5.3%	0.7%
	所得のうち800万円を超える金額	6.7%	0.7%	7%	1.0%
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得	6.7%	0.7%	7%	1.0%
	付加価値額		1.2%		1.2%
	資本金等の額		0.5%		0.5%
特別法人 協同組合 信用金庫 医療法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%		3.5%	
	所得のうち400万円を超える金額	4.6%		4.9%	
	出資金の額等が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得	4.6%		4.9%	
収入金額課税法人 電気・ガス供給業、生命・損害保険業を行うもの	収入金額	0.9%		1.0%	

※ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(人格のない社団等は除く。)

3 特別法人事業税(国税)の創設

特別法人事業税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収する国税で、その税収は都道府県が国へ払い込みます。

◇ 納める人 法人事業税の申告納付をする法人

◇ 納める額

(課税標準額)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準法人所得割額※} \\ \text{(又は基準法人収入割額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別法人事業税} \\ \hline \end{array}$$

※ 基準法人所得割額(又は基準法人収入割額)とは、課税免除及び不均一課税、更正に伴う事業税の控除、法人事業税の減免等に関する規定を除き、標準税率によって計算したものをいいます。

◇ 申告の方法 都道府県に対して法人事業税の申告と併せて行います。

◇ 特別法人事業税の税率

課税標準	税率
付加価値額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額	260%
所得割額によって法人事業税を課税される普通法人の所得割額	37%
所得割額によって法人事業税が課税される特別法人の所得割額	34.5%
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額	30%

4 特別法人事業譲与税の創設

特別法人事業譲与税は、都道府県が国へ払い込んだ特別法人事業税額を、一定の基準に基づき、都道府県へ配分するものです。

◇ 譲与基準 都道府県の人口

◇ 譲与時期 毎年度5月、8月、11月及び2月(令和2年度より譲与開始)

5 法人の負担について

法人が負担する制度改正後の法人事業税と特別法人事業税の合計額は、改正により法人事業税の税率が引き上げられましたが、特別法人事業税の税率が地方法人特別税より引き下げられているため、合計額は上回らないよう配慮されています。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{改正前法人事業税額} \\ \text{(所得割・収入割)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{地方法人特別税} \\ \hline \end{array} \doteq \begin{array}{|c|} \hline \text{改正後法人事業税額} \\ \text{(所得割・収入割)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{特別法人事業税} \\ \hline \end{array}$$

【税務課ホームページアドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>】

○道税に係る改正についてのお問い合わせ先
総務部財政局税務課 課税対策グループ TEL 011-204-5062

○法人道民税・法人事業税・特別法人事業税の申告書提出先
札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課
〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F TEL 011-204-5083